

考えよう！空き家のこと

空き家は適切な管理が必要です

放置しない！

空き家は、個人の財産であり、「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、所有者等の責務として空き家等の適切な管理に努めるよう定められています。

谷市空家等対策計画」を策定し、空き家の適正管理対策、予防対策、活用・流通対策に取り組んでいます。よりよい地域をつくるため、空き家の適正管理をお願いします。



市の空家対策ホームページ

このような状態でご近所の迷惑になっていませんか？

空き家をそのまま放置していると・・・



所有者等が責任を問われることがあります

建物が傷み、屋根瓦が落下したり、雨どいが外れたりして通行者などにけがをさせることがあります。

不審者が侵入することがあります。

不法にごみを捨てられることがあります。

庭木や雑草が生い茂り、お隣の日当たりを悪くしたり、蚊や蜂などの害虫が発生することがあります。

空き家の適正管理に努めましょう

空き家が原因で近隣や付近を通行する方に被害が生じた場合、所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われるおそれがあります。

問題が発生する前に、住宅の補修、庭の除草や樹木のせんていなど定期的に手入れを行い、常時、空き家になる前の状態を維持するよう適正な管理に努めてください。

空き家にならないように予防しましょう

空き家になる原因の約6割が相続といわれています。将来、建物を誰がどのように引き継ぐかを家族で話し合っておくことで、空き家になることを防ぐことができます。

また、相続に関してはさまざまな課題が生じる場合があります。市では、専門家による相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

空き家を活用しましょう

空き家は解体する以外にも使道はあります。適切な管理がされていれば、賃貸や売却などによって資産として活用することもできます。建物が傷まないうちに専門家に相談しましょう。(空家等相談15面参照)。

第36回越谷市・桜井地区合同総合防災訓練を実施します



時12月8日(日)、午前9時～正午。雨天決行 陽立越谷北高等学校 因シエイクアウト訓練、傷病者搬送訓練、倒壊物除去訓練、ライフライン復旧訓練、国民保護訓練、体験コーナーなど

時30分ごろに防災行政無線でお知らせします。ヘリコプターを使用した訓練を予定しています。騒音等により近隣の皆さんにご迷惑をおかけしますが、訓練へのご理解とご協力をお願いいたします

96331192

いざというとき高齢の方。障がいのある方を地域で支える

災害時要援護者避難支援制度に登録しよう

災害時要援護者避難支援制度とは、高齢の方や障がいのある方など、災害時に支援を必要とする方(災害時要援護者)に対して、近所の方をはじめ、自治会や自主防災組織など地域の皆さんで連携して避難の支援をする仕組みのことです。

災害時要援護者として市に登録する

災害時要援護者が支援を受けるためには、支援に必要な個人情報、市のほかに、自治会や自主防災組織、民生委員、児童委員、消防、警察、越谷市社会福祉協議会へ提供することに同意し、市に登録することが必要です。登録対象者と登録方法は次のとおりです。

〈登録対象者〉 市内在住で

① 75歳以上の一人暮らし ② 75歳以上の高齢者のみの世帯 ③ 要介護認定区分3～5の認定を受けている ④ 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている ⑤ そのほか、避難支援が必要と判断されている

登録方法

市役所、地区センター、老人福祉センターで配布する「災害時要援護者登録申請書兼個別計画」に必要事項を記入し左記へ。① 課、18歳未満の場合④は子育て支援課、⑤は危機管理課

*①～③のいずれかに該当し、かつ④に該当する方は障害福祉課へ

地域の助け合いが大切!

- 避難支援者(隣近所の方など) ● 自治会・自主防災組織 ● 民生委員・児童委員



※地区センターや老人福祉センターでは申請書の預かりのみを行います

自治会活動や防災訓練に参加する

この制度は、地域の皆さんで助け合う「共助」の制度です。日頃から自治会活動や防災訓練に参加し、地域での交流を深め、顔の見える関係を築いてください。また、非常用物資の準備や家具の転倒防止など「自助」への取り組みもお願いします。



昨年度の総合防災訓練の様子

自治会や自主防災組織の皆さんへ

この支援には、自治会や自主防災組織を中心に地域の皆さんのご協力が必要となります。そのため、自治会や自主防災組織の皆さんが制度に賛同していただいてから実施することになります。ぜひ、この制度の趣旨をご理解いただき、賛同をお願いします。

登録について...地域包括ケア推進課(第二庁舎1階) ☎9633119163、障害福祉課(第三庁舎1階) ☎9633119164、子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119172、制度について...危機管理課(第二庁舎2階) ☎96331192805